

令和2年第4回臨時会

大江町議会会議録

令和2年 7月21日 開会

令和2年 7月21日 閉会

大江町議会

令和2年第4回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（7月21日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○議第52号及び議第53号の一括上程、説明	10
○議第52号の説明、質疑、討論、採決	11
○議第53号の説明、質疑、討論、採決	37
○閉会の宣告	39
○署名議員	41

大江町告示第39号

令和2年第4回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年7月16日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和2年7月21日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

3 附議事件

- ・令和2年度大江町一般会計補正予算（第5号）
- ・令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

令和2年第4回大江町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和2年7月21日(火)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議第52号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第5号)

日程第 6 議第53号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	清水正紀君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク等の着用の議会となりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和2年第4回大江町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

6番 毛利 登志浩 君

7番 宇津江 雅人 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思いをします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、諸般の報告を行います。

西村山広域行政事務組合議会の件について報告を求めます。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 諸般の報告、西村山広域行政事務組合議会第2回臨時会の報告をいたします。

西村山広域行政事務組合議会の第2回臨時会が6月29日、寒河江市議場で開かれ、車両を取得する2つの議案を原案のとおり全員賛成で可決し閉会しました。

車両は、更新と増台に伴い寒河江市の消防本署に配備する高規格救急自動車2台、更新に伴い同署に配備する水槽付消防ポンプ自動車1台であります。高規格救急自動車につきましては、日産プリンス山形販売株式会社南二番町店のほか2社を指名し、去る5月21日に入札を行った結果、山形日産自動車株式会社寒河江店が消費税及び自動車重量税等を含み6,298万280円で落札いたしました。

一方、水槽付消防ポンプ自動車につきましては、株式会社長谷川ポンプ製作所外3社を指名し、去る5月21日に入札を行った結果、株式会社長谷川ポンプ製作所が消費税及び自動車重量等を含み7,341万8,110円で落札をいたしました。

以上が西村山広域行政事務組合議会第2回臨時会の報告であります。

以上で終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで諸般の報告は終わりました。

◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 行政報告として、私のほうから2つの事項について報告させていただきたいと思います。

初めに、7月15日から16日にかけて町内で大雨が降りました。小規模であるものの町内でも被害が多少発生しておりますので、その件についてご報告いたします。

発達した低気圧が東北南部に接近した影響により、町内では15日の夜から16日の明け方にかけて大雨となり、気象庁で設置しております左沢雨量観測所では、16日の午前3時台に時間雨量で13.0ミリ、4時台に19.5ミリ、午前11時までの総雨量では78ミリを観測しております。

この雨により、16日の午前3時12分、大江町に大雨警報が発令されたことを受け関係各課の職員が登庁し、土砂災害、河川の増水などへの警戒と対応に当たっております。

最上川、月布川の水位の上昇が見られたため、午前4時頃から順次消防団に要請し、百目木地区、鹿子沢地区、荻野地区、久保地区及び貫見地区の5か所において河川の氾濫への警戒に当たっていただいたほか、鹿子沢地区では市野沢川の内水被害が心配されたため、県に対して排水ポンプの配備要請を行っております。また関係区の区長さんに連絡をし、危険が迫った際には連携した避難体制が取れるよう依頼をしているところでございます。

午前5時20分には、月布川の荻野水位観測所において避難判断水位を超え避難判断警戒情報が発令されましたが、雨の降り方は弱まっており、その後、水位は横ばいから下降に転じましたので避難情報の発令などには至らなかったという状況でございます。

以上のような状況の中、現時点において把握しております災害発生の状況についてではありますが、農業関係につきましては左沢裏山地区で道路が崩れ、田んぼへの土砂が流入した、それから庚申堤北側の果樹園地内の農道の路面の欠損、市野沢地区では水路のり面崩壊が起

きて水路に土砂が流入している、本郷地区のほうでは上北山地区の農道や水路などのり面崩壊、原地区でも水路の閉塞、檜山地区でも水路の閉塞というふうなことで、7か所ほどの被害を確認しているところでございます。

水路の4か所につきましては、土地改良区が管理する用排水路でありますので、土地改良区で土砂撤去などの復旧工事を行うことになってございます。また農道のり面崩壊、のり面欠損箇所につきましては地権者と耕作者の意向を確認し、町単独の土地改良事業等により早急に復旧を図ってまいりたいと考えております。

なお、果樹、野菜等などの農作物につきましては、現在のところ大きな被害は報告を受けてございません。

次に、町道施設につきましては6か所の被害を確認してございます。このうち一番被害の大きなものとしては、町道小清十郎畑線の田代と又七田の区間内において路面が約30メートルにわたって崩壊したため、バリケード等を設置し通行止めとしてございます。

その他の5か所については、町道藤田堂屋敷線などのり面が崩壊したのですが、車両通行に支障が生じないように、応急的な復旧とカラーコーンなどを設置するなどして注意喚起を図っているところでございます。

また、主要地方道大江西川線の迂回道路でもあります西川町の町道大頭森線においても、大頭森の頂上の駐車場の先、約1.4キロメートル地点で道路のり面が下のほうに高さ8メートル、幅20メートルにわたり崩壊しているとの情報がありました。

管理につきましては、西川町の管理道路となりますので、西川町のほうで応急処置をしており、今後、崩落箇所の拡大が確認されれば通行止めの措置を検討するとのことですが、当面は安全を確保し車両を通すことにしていると伺っております。

なお、西川町では本年度に調査をした上で、来年度、復旧工事をしたいというような、現状はそのような対応でというふうなことでございます。

主要地方道大江西川線の災害復旧工事、トンネルから先のほうでも大きな道路の段差ができており、現在通行止めとなっておりますが、そこも通れないというふうになれば両方の道路が通行できないというふうなことで、古寺地区へは大きく大井沢を經由するというふうな対応になってしまうという状況が想定されております。古寺や朝日連峰登山へのアクセス道路でもある両路線が通行止めの事態になれば、大井沢経由でしか行けなくなってしまうというふうなことで、観光の面でも大変心配な状況が起こっているというふうなことでございます。

住民の皆様にはさらなるご不便をおかけいたしますが、県に対しても大江西川線の早期復旧に向けて要望を行ってまいりますので、ご理解願いたいと思います。

2つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制上の措置に関しまして、これまで条例改正の際にご説明させていただいているところでございますが、このたび新たに国民健康保険税及び介護保険料の減免の措置を講じていることについてご報告させていただきます。

ご承知のとおり、国においては、先般、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して保険料の免除などを行うとされ、さらに減免に対する財政支援の基準が示されたところであります。

国民健康保険法及び介護保険法の減免基準においては、特別な理由がある被保険者に対し市町村の判断により減免を行うことができるとされていることから、大江町健康保険税条例第21条第1項及び大江町介護保険条例第10条第1項の減免基準を準用し、国民健康保険税及び介護保険料を減免することといたしました。

被保険者の方々には、7月15日発送の国民健康保険税納税通知書及び介護保険料納入通知書に併せて、議員の皆様へ配付しております資料ナンバー1及びナンバー2と同じ内容のお知らせを同封して周知をさせていただいているところでございます。また7月22日発行のお知らせ版において町民の方々へお知らせすることも併せて行うこととしております。

なお、後期高齢者医療保険料につきましても、山形県後期高齢者広域連合において同様の措置が講じられることとされておりますので、併せてご報告させていただきます。

今後とも、適宜、情報提供に努めますので、議員各位の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告は終わりました。

お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

◎議第52号及び議第53号の一括上程、説明

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、議第52号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第5号）から日程第6、議第53号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）までの議案2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、議第52号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第5号）の補正内容等について一括してご説明申し上げます。

議第52号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第5号）の補正の内容は、新型コロナウイルス感染症に関連する内容が大部分を占めてございます。国の第2次補正予算の成立により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充されたことに伴い、早急な事業着手を要する事業費のほか、山形県の6月補正予算を受け、県と市町村が連携して実施する事業費などを計上してございます。

主な内容といたしまして、初めに福祉分野であります。さきの全員協議会でご案内しておりますが、特に町民の皆様のご要望が多く、町の喫緊の課題である医療確保対策として開業医の招致を目指し相手方との協議を進めているところであります。本町のような条件不利地区での開業に向けて、財政支援策として建物の建設費用と医療機器購入費用に対する補助金を計上いたしました。

なお、参考資料として診療所の平面図と立面図を準備してございますのでご覧いただきたいと存じます。

次に、商工業者への支援についてであります。新・生活様式対応支援事業補助金として、アクリル板や透明ビニールカーテン等の設置、衛生用品の購入など、20万円までは全額補助となる制度を県と連携して進めるための予算を計上してございます。

また、今回の補正には予算としては反映されてございませんが、5月の臨時議会でご可決いただきました大江町商工業者経営支援給付金の対象要件を拡充することといたします。これまでは事業収入が前年同月比で30%から50%未満減少している事業者、個人事業者であれば20万、法人につきましては40万円を給付するというような制度設計でございました。国の持続化給付金に該当する場合は対象外となっておりますが、これも含めるものとして対象者の要件を事業収入が前年同月20%以上減少している事業者全てに拡充し、引き続き支援を

強化してまいりたいと考えております。

次に、教育分野であります。国のGIGAスクール構想の実現に向け、小中学生に1人1台のタブレット端末を整備し、緊急時における家庭でのオンライン学習環境を整備する費用を前倒しして計上してございます。

家計支援の面からは、新型コロナウイルス感染症の予防のためのうがいや手洗いの励行にご協力をいただいておりますが、水道料金の負担が増しているというような現状なども踏まえて、水道基本料金の2か月分を減免するというふうなことに予算を計上してございます。

歳入予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加を初め、事業実施に伴う国・県の補助金のほか、不足する財源については前年度繰越金を充当しております。

この結果、歳入歳出にそれぞれ1億6,220万円を追加し、補正後の予算総額を60億4,320万円とするものでございます。

次に、議第53号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のうがい、手洗いを励行していただくため、水道使用料の基本料金を減免するものであります。給水収益を減額し不足する1,190万円を一般会計より負担金として繰り入れし、補正後の予算総額を2億4,410万円とするものであります。

資本的支出につきましては、水道網を整備するため配水管布設工事を追加するものであり、既定の予算総額に660万円を追加し、補正後の予算総額を1億3,349万4,000円とするものでございます。

以上、2議案について一括してご説明申し上げましたが、詳細については担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

◎議第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 議第52号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第5号）につきまして担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第52号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第5号）の詳

細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明しますので、5ページをお開きください。

2款総務費は、372万2,000円の追加です。

1項1目一般管理費の広告料の追加は、コロナを乗り越えるこれからのまちづくりをテーマに、西村山1市4町の首長座談会が先般開催されましたが、その内容と各市町の特徴的な対策事業について新聞広告によりPRするものでございます。

6目電子行政推進費は、県などが主催する会議が密集を避けるためウェブ形式で開催される傾向があることから、これに対応できる環境を整えるため、庁舎内会議室のインターネット回線工事と必要な端末などを購入するものであります。

2項2目賦課徴収費は、感染リスクの軽減と納税者の利便性向上を図るため、町県民税や固定資産税などをコンビニエンスストアで収納できるようシステムを導入するものであります。今年度から準備を始めまして令和3年度からの運用を目指しております。

3款民生費は30万5,000円の追加です。

1項1目社会福祉総務費の食の支援支給費は、生活困窮者の方へ県との連携により県産米はえぬき60キロを3回に分けて支給するものであります。

6ページをお開きください。

4款衛生費は、8,084万5,000円の追加です。

1項1目保健衛生総務費は、町長説明にもありました診療所開業支援補助金を計上したほか、医療機関運営支援金は新型コロナにより経営面で影響が生じている民間医療機関を支援するものであります。感染症予防対策給付金は、後ほど13款で申し上げます水道料金に対する支援といたしまして、寒河江市より給水を受けている木の沢地区の町民に対する給付金であります。

6款農林水産業費は、133万7,000円の追加です。

1項2目農業総務費のさくらんぼ緊急価格安定対策事業補助金は、サクランボの販売価格が過去6年の平均価格の9割程度を下回った場合に、その差額の一部を県と町で連携して補助して生産者の経営安定を図るものであります。

7款商工費は、1,690万円の追加です。

1項2目商工振興費の新・生活様式対応支援事業補助金は、飲食店や小売業等の小規模事業者を対象として、新しい生活様式に対応するため対面箇所へのアクリル板設置や、ドアノ

ブ、蛇口など手の触れる造作部分の改修、換気装置の設置などに対して20万円を上限に全額補助するものであります。

次の雇用調整助成金申請代行補助金は、申請手続を社会保険労務士などに委託した場合に要した費用を補助するものであり、事業承継・雇用継続奨励金は、その名のとおり事業を継承するために県外から移住する方へ奨励金を給付することで、事業・雇用の継続と県内への移住を促進しようとするものであります。

オンライン化促進支援補助金は、在宅勤務やオンライン商談会などを可能とするテレワーク環境の整備に対する補助金であります。

3目観光費の健康温泉館改修工事費は、不特定多数の方が訪れる施設の換気対策を図るため、健康温泉館と附属する建物に網戸を設置するものであります。

7ページをご覧ください。

10款教育費は、4,719万1,000円の追加です。

1項2目事務局費は、小中学校の感染予防対策を強化するため、国庫補助を受け、サーキュレーターやパーティション、アルコール消毒液などを購入する内容であります。

3目教育活動推進費は、国のGIGAスクール構想に基づき、小中学校の児童生徒への1人1台の端末の実現を図るものであります。

既決予算で校舎内の高速通信ネットワークの整備を進めておりますが、教育用備品購入費といたしまして470台のタブレットを購入するほか、教育用ソフトのリース費用などを計上いたしました。

また、下段の通信環境整備補助金につきましては、家庭でのオンライン学習環境を整えるため、通信回線を光ケーブルに接続する児童生徒の世帯に対して一定額の補助金を交付するものであります。

2項2目及び3項2目の就学援助費は、新型コロナの影響により収入が減少した保護者に対して町独自に援助するものであります。

8ページをお開きください。

4項2目の公民館費の事業用備品購入費は、現在、様々な生涯学習講座を開設しておりますが、在宅での受講も可能となるよう講座を動画配信していくための機材購入費であります。

3目図書館費につきましては、貸し出しする図書の衛生面に配慮し、紫外線と送風で殺菌する図書消毒機を購入するものであります。

5項2目体育施設費の体育施設整備等工事費の追加は、体育センターアリーナの1階に網

戸を設置する費用であります。

13款諸支出金は、水道事業会計負担金を追加しております。町長説明にもありましたとおり、コロナの感染予防のため、うがいや手洗いの励行にご協力いただいておりますが、水道料金の負担が増していることから、水道基本料金の2か月分を減免し家計を支援するものであります。

以上が歳出予算の概要です。

次に、4ページに戻っていただきまして歳入予算をご覧ください。

歳入予算につきましては、国の第2次補正予算により拡充されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,430万円の追加を初め、歳出事業それぞれの特定財源となる国庫補助金であります。県支出金につきましても、県と市町村が連携して実施する事業の特定財源となる補助金であります。

なお、不足する財源には前年度繰越金を充当いたしました。

以上が、令和2年度大江町一般会計補正予算（第5号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） それでは、お諮りします。

議第52号の質疑につきましては、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定いたしました。

なお、発言される場合はページ数をお示しの上、発言していただきますようお願いいたします。

それでは、議第52号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 6番。新型コロナの関係で大幅に臨時交付金が入ったということ、あるいは県の補助金も増額されたという意味での今回の補正予算だと思いますが、6ページ、7款商工費の中の2目商工振興費の中の18負担金補助金についてお聞きしたいと思います。

ここに、いろんな補助金が列記されておりますけれども、商工会あるいは飲食店組合に対しての手厚い補助だなというふうなことで理解をしているわけですが、特に2番目の新・生活様式対応支援事業補助金1,210万円、これは概要の説明によりますと20万円の限

度額だというふうに理解しておりまして、単純に計算しますと60事業所に対して該当するという内容になっております。

その下、雇用調整助成金の申請代行補助金、これは120万というふうなことで、これも40万円を限度にとというふうなことで、40万円となりますと3社というふうに理解しているところであります。

その下の事業承継・雇用継続奨励金100万円、これについてはちょっと内容が分からない。

その下のオンライン化の促進支援補助金、これ200万円。これは何社を見込んで、そしてどのような補助内容になるのかということで、この4つの事業について特に60事業所に1,210万円を補助金を出すというふうな中で、説明の中ではアクリル板とかフェイスシールドとか、あるいは消毒液も含まれるのかかもしれませんけれども、これらについては考えようによっては消耗品です。この消耗品に対して全額の100%補助というふうなのがあり得るのかどうか。それから例えばアクリル板をどこで購入して、どういうふうな金額で購入した場合に誰がその補助金申請を審査するのか。そして終わったときの実績報告を誰が審査するのか。それから代行についてもいろんな事業所があつて、例えば20万円で代行できますよ、この事業所、30万円でできます、限度額で40万円を超えますというふうな、その見積りというかな、それが出た段階のその審査はどこでやるのか、役場の職員の中であるというふうになると少し不安が残るのではないかなというふうに思うんですが、その辺の事務局の考え方をお聞きし、オンラインについてもどういうふうな内容で、どういうふうに査定して、どういうふうに決定して、どういうふうな実績報告を求めるのか、これを補助金の適正化に関する条例に基づいてやるというふうに思うんですが、その辺の内容をお聞きしたい。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 7款1項2目商工振興費の18節負担金補助及び交付金の4つのメニューについてのご質問かと思えます。

まず、前段の中でこの4つの事業、減額以外の4つの事業につきましては、先ほど町長からあったとおり県との連携事業が全てでございます。町単独ということでなくて県のほうの要綱に基づいて町のほうで要綱を定めて実施するというような事業となっておりますので、まずそちらのほうをご説明申し上げたいと思えます。

新・生活様式対応事業補助金につきましては、先ほど委員からあったとおり2万円から20万円まで、下限が2万円以上というような形で整理させていただきますけれども、2万円から20万円までの、先ほど言ったとおりコロナの影響を受ける事業所。事業の職種については

今後広報などを通しながらご説明申し上げたいと思いますけれども、今現在、町のほうで考えているのが飲食業であったり宿泊業、小売業、生活関連サービス業などを想定しております。

先ほどあったとおり、そちらの業者さんのほうでアクリル板の設置やビニールカーテンの設置、あとはドアノブなどの造作の改修、あとは換気装置等々の設備及び衛生品等の購入費全てに対して該当になるというようなことでございます。

補助対象経費につきましては、4月7日に国のほうが非常事態宣言を発令しておりますので、そちらのほうまで遡って該当するというような補助要綱を考えているところでございます。そちらのほうにつきましては60事業所の考え方につきましては、県のほうの内示もございますけれども、そちらのほうを踏まえて、大体20万円限度で60ですので20万円までならない事業所もかなり出てくるのかなということも踏まえて60事業所を想定させていただいたところでございます。

あとは雇用調整助成金につきましては、国の雇用調整助成金の申請をするに対して社労士のほうをお願いした事業所につきまして40万円までの補助を考えているところでございます。こちらのほうにつきましては、当然、先ほど心配されるとおり、いろいろな頼んだ場所というか方によってということがありますけれども、そちらのほうについては当然、県の事業も入っておりますので、県のほうと連絡を密にしながら、周りの市町村でもやっている事業がありますので、そちらのほうを参考にさせていただきながら対応していきたいというふうに思っているところでございます。

あとは、事業承継・雇用継続奨励金、こちらのほうにつきましては奨励金でございます。概要のところにございませんで、ちょっと詳しく説明させていただきますけれども、そちらのほうにつきましては二本立てのメニューを考えてございます。個人移住型ということで、県外からの移住で個人事業主の事業を引き継いだものについて奨励金を交付するというような事業が1つと、あとは法人譲受型ということで、法人が吸収合併して事業者を守るというような場合につきまして、従業員の雇用を維持するものにつきまして奨励金を交付するというような事業でございます。こちらのほうにつきましては、個人事業主については50万円で法人の場合については100万円ということで考えておりますけれども、事業所の予算につきましては100万円の1事業所を想定しているところでございます。

あとは、最後にオンライン化促進支援補助金につきましては、こちらのほうにつきましては予算上は200万円ということで2事業所を考えてございます。補助金の上限額が100万円で

ございますので、100万円で2事業所ということで考えております。こちらのほうにつきましてはオンラインに対応するための機器購入費であったりとか、あとは賃借料、使用料などを想定して補助金を該当させてオンライン化を進めていただくというような補助事業となっております。

全体的に先ほどお話があったとおり、補助金でなくて交付金というような話がありましたけれども、こちらのほうについては当然補助金というのは、考え方としては特定の事業に対して一部を補助すると、交付金につきましては一定の事業に対して全額給付する場合があります。審査につきまして申請で審査を行わないというような交付金が見受けられるということも事実でございます。ただ、あくまでも今回の補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響がある部分について乗り越えるための新しい生活様式への対応というのが一番でございます。それに取り組む事業所に対して、県及び町が連携して補助を出すというような要件になってございますので、ご理解いただきたいと思います。

あとはもう1点、誰が審査して誰が検査するのかと。補助金でございますので、先ほど議員からあったとおり、補助金の適正化に関する規則に基づきまして町で審査して町で検査すると。ただ、4月7日に遡っての申請も認めるということがございますので、そちらのほうは柔軟な対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 県の事業に呼応した形の中で町では予算化したというふうにご説明がありましたが、県の補助金につきましては4ページに新・生活様式対応支援事業費の600万円、あと雇用調整の助成金申請代行については60万円だということで、2分の1の補助になっているわけでありまして。そのほかについては町の持続化交付金というふうな中での対応というふうになると思うんですが、あくまでも町が主体性を持ってこの事業に取り組むというふうなことであれば、その町の責任というふうなものも非常に大きいというふうに思います。まして、遡っての補助金を受け付けるというふうなことであれば、今までの補助金のルールからすると、終わったものに対して補助金を出すというふうなことはあり得ないというふうに、これまではそういう認識の下に予算あるいは補正予算を議決してきたというふうなことがあるんですが、その辺の理解は総務課長としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 毛利議員おっしゃるとおり、補助金の事務手続上は過去に遡っ

て処理するということはあり得ないかと思えます。ただ、このたびのコロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても、今説明があった県補助金の裏についてもこの交付金を充てておりますので、その交付金の要綱上はそれが認められております。政策推進課長が言ったとおり、このコロナ禍の影響を乗り越えるための交付金でありますので、そのあたりは柔軟に対応することが今回に限っては認められているというふうに認識をしております。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 3回目でございます。新型コロナウイルス感染につきましては、緊急事態が解除された後、現在も東京を中心にかなり拡大しているというふうな認識で理解しているわけですが、非常におっかないなと思っているのは、明日々々8月のお盆が来ます。そういった中で東京からの帰省というものに十分配慮しながらやっていく必要があるなと思うんですが、この頃といいますか、緊急事態解除後に町の飲食店について私もいろいろな店を使っております。そういった中で、複数の店でのテーブルとか椅子の間隔は解除前というか、ここの椅子は駄目ですよ、対面は駄目ですよというふうにしてしている店は少ないというふうに思います。またマスクをしている板前さんというか調理をする方もマスクをしないで調理している。あるいは消毒液もない店もあるというふうなことに直面しているわけですが、そういったことを自主的に感染予防を取るというのが当たり前だと思うんですが、この町から帰省客から出たとかないように、例えば今回の予算を早急に周知していただいて、私の店は間隔を取っていますよ、消毒液もちゃんと設置していますから入場したときは消毒してください、そういうふうな全体の意識づけというか、そういうのを政策推進課としてはやはり対応すべきでないかなと、話合いの下に私の店はこういうような対策をやっていますとかというステッカーなどもあればいいのかなというふうに思うんですが、その辺はどう考えておりますか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

今、議員おっしゃったとおり、今回の補正予算の中で新・生活様式対応支援事業補助金につきましては、今あったとおり新・生活様式に対応していただくための補助金でございます。ぜひこれを活用していただきながら、新・生活様式、国のほうでも県のほうでもパンフレット等々を含めて新・生活様式というような具体的なところまでパンフレット等で周知を図っておりますので、町としても十分に周知を図りながら、この補助金を使っていただいて対応していただきたいというふうに考えております。

当然、県のほうで飲食店の飲食部門があるところにつきましては、新型コロナ対策宣言店応援事業ということで、木のパンフレットを準備して町のほうに申請していただいた方に配付、ちょっと持ってこなかったんですけども、このような形で杉の木、金山杉にはなるんですけども、そちらのほうで新型コロナ対策の宣言店、私の店ではこのような感染対策をしていますよというようなお客様からの安心が一番だということもありまして、そちらのほうを町と県の事業として取り組んでいただいております。今現在、昨日までで20数飲食店の方から申請をいただいておりますので、そちらのほうもぜひご活用いただきながら、安全に向けた、当然、町からコロナの感染者を出すというようなことがないように十分に注意していただくというような周知を今後も図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番、菊地です。

7ページ、10款教育費、17、18の教育用品購入費、これはタブレットだと思うんですけども、あと通信環境整備補助金というところをお伺いします。

この該当するタブレットを渡す児童生徒に対するネット環境がどのような状況であるのかということと、回線まで引っ張らなくとも、今スマホでiPhoneでしたらインターネット共有という部分、Androidであればテザリングというところで、スマホのギガ数がどれくらいあるかにも関わるんですけども、そのものでもって今スマホを皆さん持っているだろうから、そのものでもってタブレットは起動するんじゃないかなというところもあるのではないかなと思いますけれども、その点と、あと中学生であればタブレットなんかは使えると思うんですけども、小学生の緊急事態において各家庭で小学校1年、2年、3年あたりの生徒児童に対してはどのようになさっていくか、これはまだまだ先の問題であるかとも思うんですけども、そのあたりのことを一貫してお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 菊地議員の質問にお答え申し上げます。

10款1項3目教育活動推進費の中の17節備品購入費につきましては、議員おっしゃるとおりタブレット、大江町の児童生徒全ての子どもたちに1人1台ずつ配付して国のGIGAスクール構想に添えていこうというような内容になってございます。

菊地議員、今おっしゃったのは、タブレットを持たせることによるインターネット環境についてだと思うのですが、事前にインターネットの各家庭の環境について調査しております。

その中で、ほとんどの家庭が光回線でなくともポケットWi-Fiであったり、おっしゃるようにスマホのテザリングであったり、そういうもので通信環境は整っております。ただ緊急事態下において今般のようにビデオで生徒と先生がやりとりしたりするには、ちょっとギガ数的に容量的に不足するのかなと思ひまして、今回18節の中で補助金として上げた150万、こちらのほうは光回線ですとやはり安定した通信が可能ですので、光回線の工事をしていただいた方に1万円を上限に工事費の2分の1は補助しようというものでございます。

事前のアンケートの結果によりますと、光回線に加入していない小中学校のご家庭が約30%ございました。全く通信回線がないというわけではなくて光回線に入っていない家庭です。ですので、このご家庭の方に光の回線工事していただいて、より通信環境をよくしていただいて、GIGAスクール構想のオンラインにも応えていけるような形を取りたいというふうにしたところでございます。

それから、中学生であればタブレットは使えるんでないかと。小学生の場合、低学年の場合なかなか難しいのではないかとというようなことでございましたけれども、やはりその点も我々も考えました。ですので中学生の場合にはキーボードを使って家庭でも学習できるような形の、より高度な内容を先生とともに考えていかなければならないなと思っておりますが、まず小学生低学年の場合はタブレットそのものに慣れていただくために、まずキーボードは使わずに指、それからタッチペンなどで勉強、学習をより楽しくしていくような工夫をしながらやっていければなというふうに今現在は考えているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。これは緊急事態時における利用法だと思うんですけども、このタブレット、せつかく4,000万近いお金をかけてなまけているので、その緊急事態というのはどのようないかなるときに来るか分からないところもあると思いますけれども、せつかくこのタブレットを近い将来用意になると思うんですけども、それを緊急事態ではなく使える別な方法に常に使って慣れさせていくというような仕方も考えていらっしゃいますか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 今の質問にお答えさせていただきます。

そもそもなんですけれども、国が進めようとしているGIGAスクール構想、昨今のコロナ禍によってオンラインのほう、オンライン学習、オンライン授業だけが注目されがちなんですけど、そもそもこのGIGAスクール構想というのはオンライン学習の前からあるもので

あって、世界的に見ると日本のパソコンを使った授業というのは大分遅れているというようなことで、世界規模に追いつこうというところからスタートしたものだとして理解しております。今現在、Society5.0という社会、現代社会と言われておりますけれども、この中で子どもたちがこれから将来に生きるに当たりまして様々な生活様式も変わってきます。それから多様な考え方、それからイノベーションと言われる現状を打破するような考え方、そもそもこういうものをプログラミングでありますとかICTを使って子どもたちに活用してもらって、将来羽ばたけるようになってもらいたいというのがGIGAスクール構想だと思います。そこでこのたび出てきたのがコロナ禍によるオンライン学習ということで、そっちにも活用していこうということですので、今オンライン学習だけが注目されておりますが、そもそもは子どもたちが学校内においてもパソコン、タブレットを使った授業で自分の将来を構築していく、そのためのタブレットでありますので、そのところは学校のほうでも教育委員会としてもきちんと把握して、子どもたちに指導するようにしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番です。今の件でまた関連させていただきたいと思っております。

光ケーブル導入の児童宅への通信の補助ということで150万、準備されていると思うんですが、光ケーブルってというのは多分電話回線がもともとないとなつなげられないかと思うんですが、今、連絡網とか見ても一般の固定電話がないおうちもなかなか増えていまして、通信回線がもともと家につながっていない家庭もある中で、光ケーブル導入をできない家もあるのではないかなというふうに感じました。ポケットWi-Fiなども必要になるのかなというふうに思っておりますので、その辺もちょっと検討していただきたいかなというふうに思います。

また、470台購入されるタブレットなんですが、緊急時にオンラインで学習するというときに、子どもたちは今もう授業でタブレットを使ったりして、使い方、少しずつ分かってきている子はいるかと思うんですが、先生方が中継なり動画配信なり、そういうことをすぐにはやはりできないのではないかなというふうに思っていて、そのような講習であったりとか研修であったりとか、そういう県からのマニュアルであったりとか、そういうものがもう既にあるのかどうか、ちょっと確認したいと思っております。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 橋本議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、おっしゃるとおり10款1項3目の補助金につきましては、今申しあげました光ケーブル導入に対する補助ということですが、我々もそのほかにもポケットW i - F i であるとか、いろんな今差すだけのW i - F i であるとか、そういうものがあるというふうには認識しております。

実は、私もポケットW i - F i 使っているのですが、左沢地内においてもやはり途切れがちなんです。ポケットW i - F i ではオンラインの学習するにはちょっと用いられないんじゃないかと。左沢でも使えないような状態が続くときがありますので、これが今後七軒のほうに行くときさらに使えない状況が増すのかなというふうに思っております。ですので基本はやっぱり光回線なのかなというふうに思っておりますけれども、今後この補助の要綱をつくる中においてまた精査させていただいて、より一般のご家庭の保護者の方が使いやすいような内容にしていきたいなというふうに思っております。

それから、子どもたちに持たせて勉強するのは当然なんですけれども、先生方でもやっぱり使えるようにしないといけないのではないかなということなんですけれども、そちらのほうも得意な先生もいれば不得意な先生もいるんですけれども、そうは言ってられないということで、今、大江中の状況だけ申し上げますと、大江中学校のほうでは先生方が家庭ではないんですけれども各教室に散らばって、それぞれタブレットなどパソコンなどを用いて会議をしたり授業の進め方をオンラインで、同じ校内にいるんですけれども、オンラインで授業の進め方を研究したりというようなことはやっております。ですので今後またオンライン学習が必要な状況になったときにおいても、すぐできるように先生方で勉強を進めているところでございますし、我々も今後講習会などを開くような準備も進めながら対応できるようにしたいなというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。今までないことなので、すごく対応も大変かと思うんですが、様々いろいろ検討していただきたいと思います。

また、小学校のアンケートではプリンターがないご家庭もあるようなことで回覧板で回っていたかと思うんですけれども、プリンターなどもやっぱり必要になってくる家庭もあるかなというふうに思いますので、その辺もちょっと補助金の件、検討していただきたいかと思っております。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 簡潔に。じゃ西田課長。

○教育文化課長（西田正広君） じゃ簡潔に申し上げます。

プリンターがない家庭があるというのも承知しております。ですので、今のところタブレットを用いて、タブレットの中で先生、学校とやりとり、回答用紙なんかも学校とやりとり、送信したりできますので、そちらのほうを重点的に今進めようかなというふうに考えているところでした。

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤です。

6ページ、農林水産業費の中のさくらんぼ緊急価格安定対策事業ということでご質問したいと思います。

133万7,000円ということで、金額的に何か少ないみたいな気もしますがけれども、これは例えば世帯ごとの減収なのか、それともキロ単価に対しての補助金なのか、ちょっとこの内容を説明をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） このさくらんぼ緊急価格安定対策事業ということで、先ほど総務課長の詳細説明にもありましたけれども、過去6年間の平均価格の9割程度を今年の平均販売価格が下回った際に、その差額について補填をするというふうな事業でございまして、こちらも山形県単独の事業でありますけれども、金額につきましては2015年の農林業センサスの数値によって大江町の栽培面積、生産量等から県のほうで試算した額が133万7,000円ということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ちょっとまだ分からないけれども、要するにこの133万7,000円の配分、例えば世帯なのか、それともキロ単価に対しての補填なのかをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） これは、キロ単価に対する差額の補助ということになります。

○議長（菊地勝秀君） そのほかございませんか。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

6ページ、4款1目保健衛生総務費、18節の負担金、補助金及び交付金の診療所開業支援補助金7,930万についてお聞きしたいと思います。

駅前に町が誘致した診療所が開設するというので、町民の関心も高いものがあるようで

す。そういう観点から質問をさせていただきたいと思います。

一般の全員協議会では、診療所の請負業者を選定する際に町内の業者が指名になるのかという質問があったと思います。既に見積りが発注されていると把握しております。よろしかったら見積り業者の業者数と町内の業者は見積りに参加しているのかということをお伺いしたいと思います。

次に、請負業者はどのようにして決定するのか、あるいは決定したのかをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 初めに、第1点の診療所の建設工事にかかるあかざさん側で見積りを合わせた業者につきましては、全業者で5業者ということで聞いております。そのうち町内の業者については3業者ということでお話を伺っております。

あと、次が何でしたっけ。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。私が調べた情報では、発注者である一般社団法人あかざが指名した町内業者含めた数社に対して、町で関わる建設工事が公正な入札というものではなく、見積り提出という方法で発注されているようであります。一般社団法人あかざが指名業者に対して提示した請負決定通知日では既に過ぎているようであり、議会の承認を得なければ請負業者決定の件は通知できないというふうなことであるとするならば、請負業者決定については議会承認後となるという旨を指名業者に申し添えてほしいということを行行政側が先方に指示すべきだったのではないかというふうに思いますが、ここをどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

もう1点、各社の見積り提出を受け、請負業者決定の際に見積り書開封に町側が立会いをしたのかということをお伺いしたいと思います。

国庫補助金は、当然町の財源になると思います。7,930万円という高額な予算が計上されていることもあり、立会いをしなかったというのであれば透明性に欠けるように思われます。待望の診療所誘致は町民一同歓迎するものでありますが、歓迎重視で町側の関わりが希薄のように見え、一般社団法人あかざの意向に沿っているように見えます。その辺はどのようにお考えなのか町長にお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 最初に、伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 第1点目についてでございますけれども、基本的に今回の診

療所建設工事に係る見積り合わせの執行方法、業者選定、見積り合わせの結果の公表については、基本的には実施主体が一般社団法人あかざでございますので、そちらのほうに全面的に一任をしております。

見積り結果の公表が行われている点につきましては、先ほど議員さんからもお話があったとおりに、やっぱり今回の開業に当たっては町からの多額の財政支援が大前提ということで、その予算が議決されなければ、当然のことながら相手との契約を締結することはできないし、発注行為もできないということをあかざさん側では考えたのかなというふうに考えてございます。そのために今回の議決により、事業執行の担保が取られた時点で各業者に対して見積り結果を公表し、発注業者との契約を締結したいという考え方があったのが大前提だと思います。

しかし、先ほど議員さんがおっしゃられるとおりに、見積りを依頼された業者については、やっぱり見積りを発注してからその金額をして提出するまでの間、その後の結果の間が空いているということにつきましては、やはり業者の方もその間、次の仕事のことも考えなければいけませんし、そういったところでやはりどうなるんだかということで不安を持たれていたのは当然のところでございますので、その辺についてはもっと町のほうから、もう少しあかざさんのほうに公表の仕方について、もう少し業者の方に丁寧な説明をしていただけるよということ町でお願いをするべきだったのかなと反省をしているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今回、予算を計上させていただいたのは補助金というふうな格好で、詳細については先ほど担当課長が申し上げたとおりでございます。補助金の支出でありますので、町が大きく関わりながら当然その対象者に対しても十分な指導、監督を行いながら進めていかなければならないというふうなことはもちろんでございます。

ただ、今回の診療所の誘致というふうな部分においては、やはりなかなかそういった診療所の開設をしていただける医療機関のお医者さんが見つけれなかったというふうな状況の中で、相手方と条件を詰めながら整理をしてきたというふうな経過でございますので、そこら辺のところは相手側と一部内容等の食い違いなどもあり、調整に調整を重ねながら現段階に至っているという事情もご理解いただきながら、今後とも今回の進出される医療機関の方々とは調整をしてやっていきたいと、注意をして監督をしながらやっていきたいというふ

うに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。このたびの事業に対して、町長並びに担当職員的心情はよく分かります。しかし、やはり高額な予算が執行される背景として公正な請負業者決定であるというふうには思われません。その点もう一回お聞きしたいということもあります。

あと、もう1点お伺いしたいんですけれども、先般の全員協議会で建設費等の4分の3を負担するというふうに説明を受けたと記憶しておりますが、負担額の割合は変わらないのかということと、今後請負業者が決定して契約になった建物建築費並びに医療機器などの額に対して、それぞれ負担をするという考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 先ほどの町長の説明とかぶる部分もあるかと思いますが、確かに今回の事務の執行に当たっては、やっぱり町が誘致するというのが1点あるということで、基本的には、あかざさんのほうの考え方を尊重したというのが第1点でございます。

ただ、議員さんがおっしゃるとおりに、8,000万何がしの補助金を町の税金を投入するというところに当たっては3つのお願いをしているところでございます。第1点としては、確かにやっぱり税金が投入されるものですから、それはそれなりに適正な執行をまずしていただきたいということ、もう1点につきましては、選定業者のほうであかざさんのほうである程度進めていたところはあるかとは思いますが、町内の業者の方についても、ぜひその見積りに加えていただきたいということをお願いしたこと、あと3点目につきましては、当然見積りの結果が出るので、その結果については当然まちのほうに報告をしてくださいというその3つのお願いはしているところでございます。

当然、あかざさんにしても、これから大江町で新しい医療機関を開設するに当たりまして、当然初期投資というのはある程度抑えたいという気持ちが当然あるかと思っておりますので、その中でやっぱり見積りの中で厳正なる審査をしていただいて、基本的には最低業者ということで誠実に対応させていただいたものと考えているところでございます。

あともう1点、6月9日の全協時点で、あのときの概算ということで事業費としましては1億1,200万程度、その4分の3程度ということで約8,000万円の補助金をということで、あの時点での話ということでお話をさせていただきました。その後に基本的にやっぱりあかざ

さんで建設業者の見積りを取った結果も出たところでありまして、あともう1点の医療機器の関係につきましても、当初は6,250万円ほどの見積りでありました。ただ、そこはあかざ側で、やっぱりそれではなかなかやっていけないというところで、基本的にいろんな交渉を重ねた結果、総事業費として1,300万円ほどの事業費が圧縮された経過がございます。その辺を内部で検討した結果、やっぱり総事業費が下がって4分の3の補助であれば、当然、町の補助金のほうもずっと下がるわけなんではございますが、やっぱり全協のほうでお話をした8,000万というのが一つのベースの中であるので、あとはやっぱり今回の医療機関はあちら側が勝手に来てくださるのではなくて、町がこれまでのここ数年の医療確保の課題の中で、どうしても誘致をして来ていただきたいという気持ちがあったものですから、その中で全協で申し上げた8,000万円の以内であれば、その中でできるだけ町のほうで応援をしたいという気持ちがあったのも1点ございます。

あと加えまして、やっぱりこの新型コロナウイルス感染症の関係で、多賀城のほうに今クリニックがあるんですが、やはりあちらのほうのクリニックにつきましても、やはりコロナの関係でかなり患者数が減っていると、そういった中で経営がなかなか思わしくないというお話も協議の中で聞いたところがございます。そういった中で一医療機関に対してするのはどうかとは思いますが、せつかく来てくださる医療機関なものですから、今回新しく大江町に診療所を建てるにも自己資金が必ず出てくるわけなので、せめてその辺を勘案していただいて、気持ちよくと言ってはどうかは分かりませんが、そういったところでもある程度の財政支援をもう少し出してもいいんじゃないかということで、そういった2つの要点の中から4分の3、75%から5%を補助率を上げて80%ということで、正直、来てくださる医療機関に対して、なるべく財政支援をして来ていただきたいというのが今回の補助率のアップにつながっているということでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議長から申し上げます。休憩をしないで質疑を続けてまいりたいと思いますので、簡潔によろしくお願ひしたいと思います。

そのほかございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 先ほどの6ページの保健衛生費の診療所関係について関連になるかどうか分かりませんが質問したいと思います。

先般の山形新聞のほうにも「地域医療、どう進むか」ということで県、2つの病院の統合

化というふうな中で、西川町の町立病院には町から2億7,000万、朝日町からは3億4,000万というような繰入れがあるという中で、個人の診療所が推進されるということは非常にありがたいというふうに思うわけでございますけれども、そういった中で、さっき6月の全員協議会の中では3月に開業する予定だというふうなことを説明しておりました。そういった中で、その方向性は変わらないのか。それから、その医院の1名常駐ということだったと思うんですけども、看護師さんとか事務員を含めて、その診療所の体制をどう組む予定になっているのか。それからこの参考資料の中では医院の配置と駐車スペースが載っておりますけれども、処方箋というふうな中で薬の対応というものはどういうふうにするのかというふうなことも質問があったかとは思いますが、その点どのように進んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） まず、第1点目の診療の開業の時期についてでございますけれども、基本的に本日その補助金の決定がなされれば、当然新しい発注業者に指名をいたしまして契約を結んで着工に入るという形になるかとは思いますが、そのほかにやっぱり建築確認申請を取らなければいけないという関係がございますので、それに3週間ほどの時間を要するというので、工事着工は今の時点では8月下旬頃を考えているところでございます。

あと、事務員の6人の方につきましても、基本的には町内の方から選定していただければという考え方もございますけれども、そこはちょっと、なかなかあかざさんのほうにお願いをしているような状況でございます。

あともう1点、院外処方につきましては、院内処方は今のところは考えてございません、ということで、あかざさん側で、あそこの診療所の近くに院外処方ということで薬局を現在検討しているところでございます。その中でドラッグヤマザワとの関係性とかそういったところもあったんですが、なかなかヤマザワさんのほうには薬剤師さんを置いていただけないというような状況もあるし、そういった中で今回については、あかざさんのほうが独自に近場、近場といっても100メートルも200メートルも離れているような地域ではなくて、あの辺の地域の中で住民の方で土地を使用してもいいような、そういった方がいらっしゃればということで今交渉に当たっている段階で、具体的には申し上げられませんが、基本的にはかなり前向きなことで現在進んでいるということで、オープンに合わせて院外薬局についても整備をされるものと今の時点では考えておるところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 非常によいことですので、頑張っていたきたいというふうに思うんですが、確認のためですけれども、8,000万、8,000万というふうな中で、今回の診療所開設支援補助金が7,930万、それから医療費に対して120万というふうな補助金が計上されておりますけれども、先ほど説明があった処方箋、いわゆる院外の薬局を例えば建設するといった場合には、町のほうではそこまでは関わらないというふうな理解でよろしいのか。

それから、3月開業というふうなのが頭にあるんだけど、その点はいろんな変更契約とかというようながあるとは思いますが、春先、3月というのはまだ言えないというふうなことですか。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） まず、最後の3月の開院につきましては、基本的にはやっぱりあかぎさんのほうにお願いをしているところがありますけれども、当初は9月補正なんていうことも考えてはいたんですが、その工事期間を考慮すれば、やっぱり9月では間に合わないということで、今回の7月の臨時会のほうに提案をさせていただいたと。基本的にやっぱり8月下旬から着工すれば、基本的には12月には建物は完成するのではないかとというふうに考えておりますので、あとは医療スタッフがどれぐらいそろうかとか、あとは院外薬局がどれぐらい整備されているか、その辺の兼ね合いもあるかとは思いますが、この前の全協では春までということでは話しておりますけれども、基本的には1月から3月の間であかぎさんのほうでは開業したいというふうに考えているところでございます。

すみません、第1点のほうは何でしたっけ。薬局につきましては、なかなか医療界の中での話なものですから、どのような財源というか資金の流れになるかは分かりませんが、院外薬局について町のほうから新たな負担をするということは考えてございません。

○議長（菊地勝秀君） そのほかございませんか。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番です。2件お願いいたします。

5ページ、2款2項2目税金の収納をコンビニでできるようにするという導入委託料についてお伺いいたします。

予算総額104万5,000円ということで、100万円は交付金を活用されるということで、導入に当たっては大江町としての負担は少ないのではないかなというふうに思うんですが、導入後そのシステムを利用するために維持費用がかかるのではないかと思います。年間どれぐら

い負担があるか教えてください。

2点目、6ページ、商工費の中のオンライン化促進支援補助金についてお伺いします。

200万円、先ほど100万円掛ける2事業者ということでお伺いしましたが、フリーランスの個人事業主の方もこのような促進支援補助金を希望される方もいらっしゃるって、フリーランスの方が対象になるのか。またこの補助金はこの200万円という予算を超えてしまった場合には終わってしまうのでしょうか。確認をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 最初に、阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 5ページ、2款2項2目賦課徴取費に関するご質問にお答えしたいと思います。

本年度につきましては、導入経費のみの計上とさせていただいておりますが、来年度以降のかかり増し分といたしましては、システム使用料、年額約230万円、それからコンビニ収納手数料として取扱い件数5万件のうち3割の1万5,000件をコンビニ収納した場合と仮定しますと、年額で約100万円、コンビニ収納用納付書等の印刷代のかかり増し分として約50万円、合計約400万円程度かかり増しすることが見込まれております。

しかしながら、コンビニ収納については以前より多くの町民の方々から要望が寄せられていること、さらには町外納税者の方々からも多くの要望をいただいているところでございます。これまで費用対効果を含め様々な検討を重ねてまいりましたが、これからの新しい生活様式を見据え、住民サービスとして欠かせないものであるかと考えて計上させていただいたものでございます。また口座振替につきましても引き続き推進してまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 続きまして、鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 6ページの7款1項2目商工振興費の18節負担金、補助及び交付金の一番下の欄、オンライン化促進支援補助金についてのご質問かと思えます。

こちらのほうの補助対象者となり得る方につきましては、町内に事業所を有する中小企業、小規模事業者ということで、フリーランスも個人事業者ということで該当になってくるかと思えます。対象事業についていろいろと当然制限がかかってきますので、そちらの具体的なことにつきましてはご相談いただきたいと思います。予算が100万円の2事業所ということで、限度額が100万ですので2事業所分の予算化をさせていただきましたけれども、それ以上の申込み等々がございましたら補正になるかどうかですけれども、担当課としては、こち

らのコロナ対策というような状況がありますので、目いっぱい該当させてやりたいというか、補助したいというふうな考えでございますので、そのときになれば、また議会の皆さんにご相談申し上げたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） そのほかありませんか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。

6ページ、7款1項3目の健康温泉館の改修ということで、これは換気扇ですかね、コロナ感染症対策の金で修理を行うというようなことを伺っております。それに関してですけれども、今日、議会終わって全協懇談会の中で温泉のお話などもいろいろ計画されておるんですけれども、あえてちょっとお聞きしたいことがあって質問いたしたいと思います。

現在、上の柏陵荘、温泉ですかね、これが休止ということで、それを愛好している大抵お年寄りの方が多いんですね。お年寄りの方とご夫婦、しかも足が悪いとか腰がちょっと悪い、そういう方が健康温泉館のほうに来ていただいております。私も半年券を買っているわけで、時々朝風呂なんかでお年寄りの方とお話する機会がいろいろありまして、何とか上は存続してほしいとか、いつ頃から始まるのか、いろんな意見を聞かれるわけですが、それについては今日、ですから議会終わって全協の懇談会、そこでもちょっとダブるかも分かりませんが、それで、せっかく国からの地方創生臨時交付金ということで予算を頂いているわけでございますので、柏陵荘につきましても、それに感染の対策として該当するんじゃないかと思っております。

ただ、柏陵荘の場合は脱衣所が窓がないと、いわゆる3密、これに該当もしないというようなことで下のほうになったと思うんですけれども……

○議長（菊地勝秀君） 宇津江議員に申し上げます。

○7番（宇津江雅人君） 簡潔に申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 補正予算の審議をしておりますので、補正予算に関連いたしまして質問を受け付けますのでお願いします。

○7番（宇津江雅人君） それで、その健康温泉館の改修もあるんですけれども、その上のほうの考え方についてお伺いしたいと思います。

以上です。

〔発言する人あり〕

○議長（菊地勝秀君）　じゃ、進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君）　6ページなんですけど、先ほどから何人かの方から質問は受けておりました。この価格の7,930万円の件ですが、私は全協とかいろいろな会合で話が出ておりました。なるほどなという金額だと私は思っていて、そもそも前向きな考えとして承知しておりました。今課長が述べました3つのお願いと、そのほかに招致ということもありまして、またそのほかに今最後のお話がありました。薬剤というのも話が出てきました。それは大切なことでありまして、やはり一括してできるかどうか分からないということで、無理してやると思っておりますが、そういうふうな経過を適切な対処と私は思っております。そう簡単ではないと私は思っておりました。

それで、この3つのお願いと、この薬局でございまして、絶対今後とも悪い方向に進まないように気をつけていただきたい。そして我々も気をつけて物事を言ってもらわないと、半ばで変なことになってしまうと大変なことになります。これはせつかく承知して来てくださった方のあかざさんに申し訳ないし、気持ちよく仕事をしてもらうためにも、また建設してもらうためにも、これは絶対的な我々の立場としては考えないといけないと思っております。

課長、今後もまだもう一つ難しいことはあると思うんですよ。それもやっぱり頑張っていたらいい方向に進んでいただきたいので私はこういうふうに言っているんですよ。だから皆さんがいろいろなことを言いますけれども、大切なのはお金の問題かもしれませんけれども、最も大切なのは、そこに建屋を建てて先生が来てもらうのが一番のことですので、頑張ったというふうに私は思っておりますから、今後も本当にあと2～3か月だと思っております、難しいことは。課長も頑張ってください。

○議長（菊地勝秀君）　伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤　修君）　大変貴重なご意見、大変ありがとうございましたということで、今回、本来なら当初の予算のほうに計上すればよかったんですが、やっぱり交渉経過の中で今回の臨時会に計上せざるを得なくなったという事情もございまして。その中には、やはり健康福祉課の担当者も含め、やっぱり一概にこういった小さな町に医療機関が来るというのは本当になかなか難しい現状があります。お医者さんを探すに当たっても、かなりのお医者さんに声をかけましたけれども、本当になかなかいい返事が得られなかったのが実情でございまして。その中で健康福祉課の内部で、やっぱり町の重要課題でございまして、何とかこれから高齢化率も高くなるし、独り暮らし高齢者も多くなる、山間部からのバスはありま

すけれども、やはり運転免許証の返上とかそういった中で高齢者の方が一番大変な思いをされるということで、まずは町の中で白田先生と一緒にしていただける医療機関を誘致したいというのが本当の気持ちで、これまで交渉を進めていただきました。

やっぱり、その中ではあかざさんの言い分とか町の言い分とか様々あったわけなんですけど、基本的にやっぱりさっき土田先生が言ったとおりに、今回は町が誘致をして来ていただけるということで、本当に神風ではないんですけども大変すばらしい時期というか事業だったんではないかなというふうに考えておりますので、そういった中で、できるだけ将来的な町民の方の健康というものを第一に考えて、白田先生と新しくできる医院でこの町の健康を診ていきたいという気持ちが一番の大前提でございますので、それに従って確かに補助金の中で8,000万が妥当かという話もございましてけれども、まず近くの自治体、西川、寒河江なんかもいれば、それ以上の繰り出しも出している中で、それは町立病院ではございましてけれども、そういったところの財政状況も勘案した中で、今回の話は大変ベストな話ではないかなということで進めさせていただきましたので、その辺のところは絶対将来的に町民の方の生活に一番直結して、一番有利にできる医療機関という事業ができるわけなので、そのことを一点だけに健康福祉課では考えて、様々な交渉の中で今回の提案をさせていただいたところでございますので、ぜひそのところをご理解をいただきまして、ご協力をいただきたいというのが正直私の気持ちでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） ありがとうございます。ここまで来たんですから価格は価格で結構でありますので、やっぱりここでせこいことを言わないように町民のためになるように頑張ってください。よろしくお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。

7ページの最初のほうで、教育費の事務局費363万2,000円ということで、これは小中学校の感染症予防対策を強化するためにサーキュレーター、そしてパーティションですね、あるいはアルコール消毒液、これを購入するということでもありますけれども、そのサーキュレーターは各教室1台ずつ整備するのか、その辺と、パーティションの使い方といいますか、各個人の机の前に設けるのか、コの字型に設けるのかとか、その辺のところを教えてくださいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

10款1項2目事務局費の需用費、消耗品と備品費でありますけれども、こちらのほう、今回、国の補正予算がつくということで、各学校のほうにそれぞれ必要なもの、感染症予防、子どもたち、学校からクラスターを出すわけにはいきませんので、校長先生をはじめといたしまして先生方に相談していただいて、必要なものを計上していただいております。ですので備品費としては、例えばですけれども左沢小学校では外で活用する際に、今、日差しを避けるために大型のテントがあるわけなんですけれども、そこに子どもたち、3密状態で入るような状況になっております。それを避けるために大型のテントを購入したりですとか、それから大型の体育館で活動する際に空気の循環を促すために大型の扇風機を購入したりですとか、先生方、いろいろ趣向を凝らして考えていただいて、ここに予算化させていただきました。

ちょっとサーキュレーター、教室に置くのかどうかという質問なんですけれども、サーキュレーター上がってきたのは小学校のほうでして、それぞれの学校において個別に設置するかどうか、ちょっとこの予算では私、把握しておりませんでした。ただ、その学校から出てきたもの、こういう感染症予防対策としてこれだけ必要だということをお願いしたものでございます。その中で学校としてサーキュレーターの使い方をお任せしているということでご理解いただきたいと思います。

それから、パーティションなんですけど、パーティションにもいろいろあるんですけれども、ここで想定しているのは子どもたちの机、1人1台、当然机あるわけなんですけれども、三方を囲むように、前方と両側を囲むような形の段ボールとビニールを利用したパーティションを想定しております。これを児童生徒、子どもたちのために購入したいなというようなことでの予算のお願いでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） そのほかございますか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 5ページ総務費の中からお願いいたします。工事請負費ということでインターネット回線整備工事費ということで154万上がっております。これはコロナウイルス感染症によって、やはり県庁とかいろんなところに会議に行けないということで、主にコロナ感染が出てから町長は何度か県知事と、またいろんなところで、いろんな市町村の首長たちとウェブ会議をやっているその中で、やはりそういうところを整備しないと駄目だとい

うところの予算になっていると思います。これは逆に言えば庁舎内だけでなく町内の施設、例えばぷくらすとか東公民館とか交流センターとか、そういうところでもウェブ会議ができるような、そういうふうなシステムの構築をできればこの機会にお願いしたいと思っております。

また、無線アクセスポイントということで、これはW i - F i だと思います。これも町内の施設の中の大江タウンフリーW i - F i、これは使わせてもらっておりますけれども非常に使いづらい。やはりそういうW i - F i の庁舎内、また町内の施設で使えるW i - F i のやはりさらなる、ここにポイントの増強とありますけれども、アクセスポイントを増やすだけでなく、フリーW i - F i のもう少し使い勝手のいいやつ、そういうものに変更できないか、そのことに対して担当課長に聞きたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 関野議員のご質問お答えいたします。

ご指摘のとおり工事請負費につきましては、庁舎内の会議室で回線が引かれていない部屋あるいは十分でない部屋に対しての工事を行いまして、そのウェブ会議を行なおうとするための対策であります。今回は庁舎内の工事だけでありますけれども、ほかにも中央公民館ですとか、ほかの施設でもこういったことがこれから起こってくるかと思っておりますので、その他の施設については今後予算のほうで検討をしていきたいというふうに思っております。

あと、W i - F i 環境でありますけれども、今回につきましてはその大江のW i - F i、役場内でのそれに対する対策は含まれておりません。あくまでもこのウェブ会議をするためのその環境を整える無線アクセスポイントの増強であります。ただ、ご指摘のとおりなかなか使いづらいという声も実際ありますので、そこにつきましては今後の検討課題というようなことで認識をしております。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） いろんな町内の施設で、今後ウェブ会議に対応したような準備をしていただけるということと理解しております。

また、今あったW i - F i のほうに関しては、フリーW i - F i のほうじゃなくて、そのウェブ会議等に対する無線の設備の増強というのかな、そういうものだと言っておりますけれども、どうせやるのであれば、やはり一緒にやったほうがいいのではないかと。同じ庁舎内で片方の無線ポイントのアクセスのほうを増強する、フリーW i - F i のほうはそのままにしておくんじゃなくて、どうせやるんだったら一緒にやる、そのほうが経費もかからない

し、いろんなことが一気に進むんじゃないかと思っておりますので、その分けるという考え自体がよく分からない。やることは一緒にやったほうが同じだと思うんですけども、その辺のところをもう一度お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 今回の補正予算の査定の中で、おっしゃるとおり今回のWi-Fiの件についても予算について検討はいたしました。やっぱりおっしゃるとおり一気にやったほうが予算的には安く上がる可能性はあるわけですが、今回は町長の説明にもありましたとおり早急に着手しなければならないことと、あと県と市町村が連携して実施する事業に特化して予算を充てさせていただきました。今回上げられなかった内容につきましても9月に先送りしている事業費もございます。そこは今後内容を詰めて、必要に応じて9月の補正予算に提示をさせていただきたいというふうに思っているところです。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） Wi-Fiに関しては今話を聞いて、9月のほうでという話もちょっと聞きました。ただ、やはり先ほど学校教育のほうで子どもたちにタブレットを持たせる、そういう環境の中で子どもたちがそういうものを持ちながら、例えば公民館なりそういうところでまた学習するときにも、やはりWi-Fiというのは当然必要になってくると思いますので、やはりそういうところを考えながら町内の公共施設では、やはりそういうものが使えるような設備を早急にしていただきたいと思いますので、その辺の予算取りのほうもよろしく願いいたします。

以上です。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第52号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第5号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 議第53号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）について担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第53号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算明細書により収益的収入からご説明いたしますので、予算書の5ページをお開き願います。

収入の1款1項1目給水収益は、新型コロナウイルス感染症予防のため、うがい、手洗いの励行など新たな生活様式での感染予防対策に係る水道料金の負担軽減のため、基本料金を2か月分減免するために水道使用料1,190万円を減額し、その不足する給水収益について1款2項5目雑収益で同額を一般会計より繰入れするものでございます。

次に、資本的支出についてご説明いたします。

1款1項1目増設改良費につきましては、左沢9区地内の水道網を整備するため、配水管布設工事として660万円を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） お諮りします。

議第53号の質疑については、収益的収入、資本的支出一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、収益的収入、資本的支出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言される場合はページ数をお示しの上、発言してください。

議第53号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 5ページの資本的支出660万円、9区地内の配水管の布設工事とい

うふうなことで、診療所が開設になるというふうな中での水道管の設置だというふうに理解しているところでございますけれども、水道管とともに下水道の関係はどうなっているのかなというふうな第1点。

それから、4ページの令和2年度の水道事業会計の予定キャッシュフロー計算書が記載されておりますけれども、2番の投資活動によるキャッシュフローの有形固定資産の取得による支出が8,400万円の減額になってというふうなことで、今後の見込みとしてここに出したんだというふうに思いますけれども、8,400万というのは非常に大きいお金ですので、この内容を説明してください。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 1点目についてお答えいたします。

下水道の関係でございますが、ちょうど駅の北側に走っている町道になりますが、町道前田線という名称になっておりますけれども、こちらのほうには下水道本管が入っておりますので、そのほうに接続するというような形になろうかと思えます。

2点目の、ページが4ページになりますが、キャッシュフローの関係で有形固定資産の取得による支出ということで8,471万4,000円の三角というように記載しております。当初においては7,871万4,000円のマイナスというようにございまして、ちょっと差額が600万というようになります。この部分については先ほど申し上げた資本的な部分での660万なんですけれども、ちょっと消費税の部分をこの部分には含めておりませんので、その部分を抜いての投資活動というように減という形でちょっと見込みをさせていただいておるところでございます。

ちょっと今後の方針に関しては、そのような形でそれぞれの時期に見合った形で修正を図っていくというように考えている状況でございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第53号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定

することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和2年第4回大江町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員